

静岡県人事委員会は、静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月20日

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

静岡県人事委員会規則14－199

静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（静岡県人事委員会規則14－2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
別表 1 （略） 2 裾野市 <table><tr><th>機関</th><th>職</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>市長部局</td><td>部長、部参事、部技監、演習場対策専門官、<u>検査監</u>、参事、危機管理調整監、福祉事務所長、課長、館長、課長代理、主幹、係長、主席主査、主査、主任、主事（主幹、係長、主席主査、主査、主任及び主事にあっては、人事、給与、服務又は予算を担当する者に限る。）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> 3 東伊豆町 <table><tr><th>機関</th><th>職</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>町長部局</td><td>課長、総務課長補佐、<u>庶務</u>係長</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> 4～31 （略）	機関	職	（略）		市長部局	部長、部参事、部技監、演習場対策専門官、 <u>検査監</u> 、参事、危機管理調整監、福祉事務所長、課長、館長、課長代理、主幹、係長、主席主査、主査、主任、主事（主幹、係長、主席主査、主査、主任及び主事にあっては、人事、給与、服務又は予算を担当する者に限る。）	（略）		機関	職	（略）		町長部局	課長、総務課長補佐、 <u>庶務</u> 係長	（略）		別表 1 （略） 2 裾野市 <table><tr><th>機関</th><th>職</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>市長部局</td><td>部長、部参事、部技監、演習場対策専門官、参事、危機管理調整監、福祉事務所長、課長、館長、課長代理、主幹、係長、主席主査、主査、主任、主事（主幹、係長、主席主査、主査、主任及び主事にあっては、人事、給与、服務又は予算を担当する者に限る。）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> 3 東伊豆町 <table><tr><th>機関</th><th>職</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>町長部局</td><td>課長、総務課長補佐、<u>総務</u>係長</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> 4～31 （略）	機関	職	（略）		市長部局	部長、部参事、部技監、演習場対策専門官、参事、危機管理調整監、福祉事務所長、課長、館長、課長代理、主幹、係長、主席主査、主査、主任、主事（主幹、係長、主席主査、主査、主任及び主事にあっては、人事、給与、服務又は予算を担当する者に限る。）	（略）		機関	職	（略）		町長部局	課長、総務課長補佐、 <u>総務</u> 係長	（略）	
機関	職																																
（略）																																	
市長部局	部長、部参事、部技監、演習場対策専門官、 <u>検査監</u> 、参事、危機管理調整監、福祉事務所長、課長、館長、課長代理、主幹、係長、主席主査、主査、主任、主事（主幹、係長、主席主査、主査、主任及び主事にあっては、人事、給与、服務又は予算を担当する者に限る。）																																
（略）																																	
機関	職																																
（略）																																	
町長部局	課長、総務課長補佐、 <u>庶務</u> 係長																																
（略）																																	
機関	職																																
（略）																																	
市長部局	部長、部参事、部技監、演習場対策専門官、参事、危機管理調整監、福祉事務所長、課長、館長、課長代理、主幹、係長、主席主査、主査、主任、主事（主幹、係長、主席主査、主査、主任及び主事にあっては、人事、給与、服務又は予算を担当する者に限る。）																																
（略）																																	
機関	職																																
（略）																																	
町長部局	課長、総務課長補佐、 <u>総務</u> 係長																																
（略）																																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。